

答 申 第 2 2 2 号
平成18年3月31日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成17年8月16日付け保指第438号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年7月5日付けで提起された平成17年6月28日付け保指第314号の1、保指第314号の2及び平成17年7月4日付け保指第323号の2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年6月28日付け保指第314号の1、保指第314号の2及び平成17年7月4日付け保指第323号の2で行った3件の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 地方公共団体の鋸南町が介護保険法の通所介護事業の事業者として、通所介護事業に要した費用に日常生活に要する費用を含めていた介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の違反は、平成17年2月23日付け鋸保福第149号の公文書不存在決定通知書で明らかである。また、鋸南町が通所介護事業を丸投げしている社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会の決算書で、同事業の受託金から日常生活に要する費用への支出があることも明らかである。

鋸南町には、通所介護事業者は鋸南町と社会福祉法人の2つあり、社会福祉法人は利用料と別に食材料費を徴収しており、鋸南町が食材料費を徴収していないのは公平、公正な競争ではない。

- (2) 平成17年5月26日に「鋸南町が通所介護事業を一般会計で処理している違法が明らかなのに、保険指導課が違法でないとした根拠についてわかる書類」について開示請求をしたところ、過去に保険指導課が平成12年1月11日付けの国からの文書である「臨時特例交付金及び介護保険特別会計に係るQ&Aについて」を開示しているのに、平成17年6月27日付け保指第315号「行政文書不開示決定通知書」で不存在とした。同課の職員が故意に組織的に違法を隠し続けようとしている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が行った開示請求に対して、保指第314号の1、保指第314号の2及び保指第323号の2によりそれぞれ対象文書は不存在による不開示決定を行ったが、その理由は以下のとおりである。

(1) 保指第314号の1で行った不開示決定(以下「本件決定1」という。)に関して

ア 開示請求には、「通所介護事業者の鋸南町の違法行為がいつまでなのかについてわかる書類」とあったので、鋸南町の通所介護事業運営に関して違法行為の存在を県が認定したことに係る行政文書の有無について調査した。

イ その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関する違法行為の存在を県は認定しておらず、よって、該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

(2) 保指第314号の2で行った不開示決定(以下「本件決定2」という。)に関して

ア 開示請求には、「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合についてはH11.7.27付厚生省からの事務連絡『いわゆる「公設民営」等の取扱いについて』という。)で明らかなのに」とあったので、当該事務連絡(以下「厚生省事務連絡」)の内容について調査した。

イ その結果、厚生省事務連絡は、地方公共団体が介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託する場合の事務処理等に関する事務連絡であり、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関する事務連絡ではなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

(3) 保指第323号の2で行った不開示決定(以下「本件決定3」という。)に関して

ア 開示請求には、「通所介護事業者の鋸南町に対する苦情申立書を平成17年4月に受け取った保険指導課が介護保険室における供覧以外何もしなくてよい根拠についてわかる書類」とあったので調査したところ、「通所介護事業者の鋸南町に対する苦情申立書」は存在しなかったが、平成17年4月27日付けで、千葉県国民健康保険団体連合会理事長(以下「国保連理事長」という。)あてに提出された鋸南町の通所介護事業に関する苦情申立書の写し(以下「本件苦情申立書写し」という。)を健康福祉部保険指導課で受け付けし、その後同課介護保険室内の供覧処理に付していたので、開示請求における「通所介護事業者の鋸南町に対する苦情申立書」は、本件苦情申立書写しで

あると特定した。

イ 本件苦情申立書の写しについては、

(ア) 千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から、
情報提供として送付されたものであること。

(イ) 国保連理事長あてに提出されたものであり、本件に対する処理に
ついては、国保連の判断に委ねられるものであること。

(ウ) 本件苦情申立書写しには鋸南町が介護報酬の不正受給を行っている
旨の記載があったが、鋸南町の通所介護事業における介護報酬の
不正受給の存在を県は認定していないこと。

から、健康福祉部保険指導課介護保険室内の供覧処理に付したもので
あり、この供覧処理以外何もしなくてよい根拠についてわかる書類に
ついて、作成又は取得をしていない。

ウ よって、開示請求対象の行政文書は不存在であると判断した。

(4) 本件異議申立ての理由に関して

異議申立人は、本件異議申立ての理由について「平成17年6月22
日付け異議申立書の補正書（平成17年7月5日付け）と同じ」として
いるが、これらは、本件異議申立てに係る行政文書の特定又は行政文書
の開示若しくは不開示等に関して主張しているものではない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した
結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人が行った3件の開示請求について、実施機関は、異議申立人
が開示請求書に「保指分」と表記していることから、保険指導課が保有す
る行政文書を対象とした請求であると解釈し、本件請求に係る行政文書を
調査したが、該当する行政文書を保有していなかったため、本件決定1か
ら3まででそれぞれについて不開示決定を行った。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、実施機関の説明要旨(1)から(3)までのとおり、請求に係る
行政文書は不存在であると説明するので以下検討する。

(1) 本件決定1に関して

ア 本件決定1のもととなった開示請求（以下「本件請求1」という。）
では、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄（以
下「請求欄」という。）に「通所介護事業者の鋸南町の違法行為がいつ
までなのかについてわかる書類」と記載されている。

すると、本件請求1は、鋸南町の通所介護事業に介護保険法の違法があることを前提としているもので、請求の趣旨を満たす文書は、実施機関が違法であることを認定した旨の表記のある行政文書又は認定するに足りる事項が記録された行政文書であると考えられる。

イ　ところで、実施機関に確認したところ、実施機関は、異議申立人の主張する「通所介護事業者の鋸南町の違法行為」は①「通所介護事業者の鋸南町が居宅サービスに要した費用に日常生活に要する費用を含めていること」及び②「通所介護事業の会計を一般会計で経理し、特別会計で経理していないこと」であると説明し、次の理由により、鋸南町の通所介護事業の運営に関し違法を認定していないことから、本件請求1に係る行政文書は不存在であるとしている。

(ア) 通所介護事業における食費等は、介護保険法第41条に規定する居宅サービスに要した費用に含まれない日常生活に要する費用とされているが、食費等は厚生労働省令においてサービスを提供する事業所が利用者から事前に了解を得た上で、別途徴収できるものと定められているものであり、徴収しないことをもって違法とはいえない。

(イ) また、市町村が介護保険の居宅サービスを行い、その会計処理を行う際の処理方法については、市町村が介護保険法第175条に規定する保健福祉事業として行う場合を除き、特に規定はない。鋸南町は介護保険事業計画において、通所介護事業を保健福祉事業として位置づけて実施していないので、一般会計で処理することは違法ではない。

ウ　一方、異議申立人は、「通所介護事業者の鋸南町の違法行為がいつまでなのかわかる書類」の存在についての具体的な主張はしていない。

エ　実施機関が通所介護事業者である鋸南町に通所介護事業の運営に関する違法があると認定していないことから、よって、本件請求1に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、その他存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件請求1に係る行政文書は存在しないと認められる。

(2) 本件決定2に関して

ア　本件決定2のもととなった開示請求（以下「本件請求2」という。）では、請求欄に「市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合についてH11.7.27付厚生省からの事務連絡『いわゆる「公設民営」等の取扱いについて』で明らかなのに違う解釈ができることについてわかる書類」と記載されている。

すると、本件請求2は、厚生省事務連絡が市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関するものであるとの異議申立人の解釈を前提としているものと認められる。

これに対し、実施機関は、厚生省事務連絡は市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関する事務連絡ではなかったとして、不存在を理由とした不開示決定を行った。

イ 実施機関に確認したところ、厚生省事務連絡は、地方公共団体が介護サービス提供施設の運営を民間法人に委託する場合の事務処理等に関する事務連絡で、その内容は、①介護保険法の規定による介護サービス事業の事業者の指定を地方公共団体が受ける場合と施設運営を委託した民間法人が受ける場合のそれぞれの取扱い、及び②建設に当たって国庫補助金等を受けた施設を民間法人に貸与・譲渡して介護サービス事業を行う場合の承認等の手続きについて記載されているものであって、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合の取扱いについての記述はないとのことであった。

ウ そこで、厚生省事務連絡を見分したところ、市町村が保健福祉事業として施設の運営を行わない場合に関する記述はないことが認められた。そうすると、異議申立人の解釈は、厚生省事務連絡に関する解釈は誤認があるものと認められ、当該解釈を前提とする本件請求2に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はない。また、異議申立人も本件請求2に係る行政文書の存在に関する具体的な主張をしていない。したがって、本件請求2に係る行政文書は存在しないと認められる。

(3) 本件決定3に関して

ア 本件決定3のもととなった開示請求（以下「本件請求3」という。）では、請求欄に「通所介護事業者の鋸南町に対する苦情申立書を平成17年4月に受け取った保険指導課が介護保険室における供覧以外何もしなくてよい根拠についてわかる書類」と記載されている。

これに対し、実施機関は、本件苦情申立書写しについて鋸南町が介護報酬の不正受給を行っている旨の記載があったが、実施機関として当該不正受給の存在を認定していないことから供覧処理したもので、供覧以外何もしなくてよい根拠についてわかる書類は作成・取得していないとして不存在を理由として不開示決定を行った。

イ 「通所介護事業者の鋸南町に対する苦情申立書を平成17年4月に受け取った」のは、実施機関が平成17年4月27日に国保連から收受し、供覧による処理を行っている平成17年4月20日付け国保連

理事長あての2件の苦情申立書の写しであると認められる。

なお、平成17年4月に収受した苦情申立書は、本件苦情申立書写し以外にその存在は確認されなかった。

ウ 実施機関に確認したところ、本件苦情申立書写しは、国保連への苦情申立書であること、また、苦情の内容が過去の住民監査請求の結果から特段の対応を要するものではないと認められたことから、千葉県行政文書管理規程（昭和61年千葉県訓令第13号。以下「文書管理規程」という。）による供覧以外の処理をする必要はなかったとして、処理を終了していたとのことであった。

また、本件苦情申立書写しを見分したところ、「国保連合会長から情報提供がありましたので供覧します。」と記載されており、特に、供覧する理由や供覧以外の処理を要さない理由は記載されていなかった。

エ 以上のことから判断すると、供覧以外何もしなくてよい根拠についてわかる書類は作成・取得していないという実施機関の説明に不合理な点はない。また、異議申立人も本件請求3に係る行政文書の存在に関する具体的な主張をしていない。したがって、本件請求3に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由を平成17年6月22日付け異議申立書の補正書（平成17年7月5日付け）と同じとし、同補正書を添付して様々な主張をしているが、いずれも違法であるとする理由などを自らの解釈の下に記載しているのみであり、本件請求1から3までに係る行政文書の存否に関する主張でないため、当審査会はこれらの主張については考慮しない。

4 結論

以上のとおり、本件請求1から3までのそれぞれの請求の趣旨を満たす文書は存在しないと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った本件決定1から3までは妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 16	諮問書の受理
17. 9. 27	実施機関の理由説明書の受理
18. 1. 24	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 2. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁 護 士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年2月21日現在)